

るきのこ類については、「乾しいたけ」は減少傾向に歯止めがかかり若干増加し、「ひらたけ」は引き続き減少傾向にある。一方、「まいたけ」「ぶなしめじ」等のその他のきのこ類は増加傾向にある。また、非食用のうち、木炭（粉炭、竹炭を含む）については、土壤改良等の燃料用以外の用途を中心に需要が伸びてきており、粉炭の生産量が増加傾向にある。うるし、竹材、桐材については減少傾向にある。

平成11年の特徴は、次のとおりである。

①生産額については、きのこ類全般が価格低迷により落ち込んだこと等から、3,144億円と前年に比べ9.5%の減となった。

②前年に比べ、生産額は、きのこ類が10.2%の減、その他食用は13.9%の減、非食用は10.5%の増となった。

③「生しいたけ」の輸入量は31,628トン、「乾しいたけ」の輸入量は9,146トンと、ともに昨年とほぼ同量となった。「木炭」については、平成10年より増加し、消費量の6割を占めている。

(2) 特用林産振興対策

特用林産物の安定的な供給とその振興に資するため、特用林産物をめぐる国内外の情勢の変化や産地の実状に応じ、新技術や新製品の導入を進めつつ、広域的な低コスト安定供給産地の整備、特用林産と木材生産等との複合経営による安定的な林業経営の確立、特色ある地域特産物の産地整備、原木栽培の省力化及び特用林産物への獣害防止対策を図るなど特用林産物の

生産基盤の整備等を総合的に推進するとともに、特用林産物を取り巻く消費動向の変化に対応し、きのこの銘柄化、表示の適正化、消費者とのネットワークによる情報提供、商品フェア等による消費者イメージの明確化等、消費者の嗜好を反映した施策を推進し需要の拡大に努めた。

また、火山活動によるしいたけの降灰被害に対処するための防災対策を推進した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

第7節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して木材関連産業の健全な発展を促進するため「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」（昭和54年法律第51号）に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。（平成5年度に国産材産業振興資金を木材産業等高度化推進資金に組み替え）

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るために、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要

表29 特用林産物の需給動向（平成11年）

品名	単位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	5,582	9,146	156	14,572
生しいたけ	"	70,511	31,628	—	102,139
なめこ	"	25,771	—	—	25,771
えのきたけ	"	113,713	—	—	113,713
ひらたけ	"	9,944	—	—	9,944
ぶなしめじ	"	84,330	—	—	84,330
まいたけ	"	39,996	—	—	39,996
まつたけ	"	147	2,674	—	2,821
くり	"	18,299	45,711	—	64,010
くるみ	"	281	25,919	2	26,198
わさび	"	3,699	—	—	3,699
たけのこ	"	38,053	271,222	—	309,275
生うるし	kg	2,085	134,880	—	136,965
竹材	千束	2,263	636	2	2,897
桐材	m ³	3,440	136,304	—	139,744
木炭	t	66,946	117,797	123	184,620

(注) 1 林野庁林産課調べ。

2 不明なもの及びないものについては一印とした。

3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算によった。

4 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

な資金を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 11年度の予算措置及び実行状況

11年度までに政府貸付出資金が170億5,638万円措置され、11年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円となった。

11年度末の資金種類別貸付状況は、表30のとおりであり、貸付件数2,532件、貸付け残高593億円に達している。

2 農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の林業信用保証制度は、林業者等（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借り入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対しこれに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託する。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

11年度の業務状況は次のとおりである。

(1) 出資の状況

10年度末の出資金の総額は271億5,146万円であったが、11年度に政府から7億5,900万円（保証出資）、都道府県から4,768万円、林業者等から2,591万円の出資が行われた結果、11年度末の出資総額は279億8,405万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社27億7,438万円、組合9億4,170万円、個人7億825万円となっている。

表30 資金種類別貸付状況（11年度末貸付残高）

資金種類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金（運転資金）	362	61
素材生産資金	98	17
素材引取資金	294	44
製品流通合理化資金（運転資金）	77	13
間伐等促進資金（運転資金）	33	6
乾燥材供給促進資金（運転資金）	29	5
林業事業体体质強化促進資金 （運転資金）	1	0
円高等環境変化対応経営改善特別資金（運転資金）	24	4
木材産業経営環境変化対応特別資金（運転資金）	46	8
木材加工流通システム整備資金 （設備資金）	1	0
木材高度利用加工資金	1	0
木材市場整備近代化資金	—	—
主产地育成整備資金	0	0
構造改善計画		
経営高度化促進資金（運転資金）	20	3
立木等取引資金	15	3
木材加工資金	3	1
木材需要拡大資金	—	—
新商品普及促進資金	—	—
原木確保協定促進資金	2	0
林業経営安定化促進資金 （運転資金）	—	—
計	593	100

（注）四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

（表31）

(2) 債務保証の状況

11年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材63%、素材生産が26%と両資金で89%を占め、また、木材産業等高度化推進資金に係るものが55%となっている。

11年度融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の56%を占めている。（表32）なお、11年度の代位弁済は17億2,772万円（前年度27億8,538万円）で、10億5,766万円減少した。（表32）

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の11年度の貸付決定額は表34のとおりであり、全体で前年度より6.1%減少している。

なお、11年度においては、公有林における長伐期・複層林施業への転換の円滑な推進のため、林業経営安

定資金（施業転換資金）の貸付対象者に地方公共団体の追加を図った。

表31 11年度末出資状況

区分	出資者数	出資額 (万円)	出資額構成比 (%)
政府	1,997,150	71.4	
都道府県	358,822	12.8	
林業者等	7,281	442,433	15.8
(注) 貸付資金及び寄託資金に係る政府出資を計上していない。			

表32 11年度末融資機関別保証実績

融資機関	金額 (百万円)	金額構成比 (%)
農林中金	3,849	5.7
商工中金	7,597	11.3
都市銀行	704	1.0
地方銀行	37,363	55.6
第二地方銀行	6,914	10.3
信用金庫	6,942	10.3
その他の	3,781	5.8
合計	67,150	100.0
(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。		

表33 11年度経営形態別代位弁済等の状況

区分	代位弁済 (万円)	求償権残高 (万円)
組合	38,727	122,407
会社	112,294	578,709
個人	21,752	120,068
計	172,772	821,185
(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。		

表34 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付決定額

区分	10年度	11年度
林業基盤整備	総数	25,962 20,945
造林	補助	3,584 3,294
	私有林	7,737 6,489
	非補助	7,704 6,372
	私有林	6,908 4,732
	樹苗養成	29 58
	道	232 167
森林整備活性化資金		3,067 3,313
林業経営育成		326 650
林業経伐採調整		4 —
営安定	林業経営維持	8,552 12,738
農林漁業構造改善事業推進		— —
農林漁業施設	共同利用	4,448 3,058
災害	主務大臣指定	1,100 158
計		43,691 41,027
(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。		

4 林業改善資金

最近における林業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、青年林業者等の養成確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による無利子の中・短期資金の貸付けが行われている。

また、11年度においては、間伐の促進を図るため、団地間伐促進資金の貸付対象階級の引き上げを行うほか、貸付対象者に素材生産業者の追加を図った。

表35 林業改善資金貸付額の推移

	(単位：億円)				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
林業生産高度化資金	55	55	46	27	25
新林業部門導入資金	—	0	0	0	0
林業労働福祉施設資金	10	8	5	4	3
青年林業者等養成確保資金	1	1	1	0	0
計	65	63	52	31	29

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第8節 林業技術対策

1 試験研究の充実

近年における我が国の林業及び林産業を巡る厳しい状況を開拓すると同時に、森林及び林産物の利用に対する国民の多様化・高度化する要請に応えていくため、その基盤となる技術に関する広範多岐にわたる試験研究及び技術開発を総合的に推進している。

試験研究に当たっては、国と都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力をを行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るために、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球的規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 国の試験研究

森林総合研究所を中心に推進している国の試験研究は、基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林生態系の特性解明と森林の環境形成・保全機能の増進、
- ② 森林資源の充実と林業における生産性の向上、

- ③ 木質系資源の有効利用技術の向上と新用途開発,
- ④ 森林生物機能の開発と利用による技術革新,
- ⑤ 地域に根ざした林業の発展と森林の多面的利用技術の高度化についての試験研究を行うとともに、国際研究の推進、地球環境問題への貢献に努めた。

これら試験研究を実施するために11年度の運営に要した経費は73億3,485万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成11年度には①我が国の急峻な地形等に対応するため、センサー技術、自動制御システム等の先端技術を採用した伐出用機械及び育林用機械の開発、②林業労働災害防止、労働強度の軽減等を図るために林業機械の開発・改良に助成した。

ア 伐出用機械

地形追従型高知能林業機械、架線用フェラーシステムの開発が終了した。

また、昨年度に引き続き、小型ハイパワー高性能林業機械、多間節ブームアーム機構の開発を進めるとともに、新たに林地保全型無人輸送システムの開発に取り組んだ。

イ 育林用機械

昨年度に引き続き自走式下刈機械、自走式枝打機械、小型地形対応式育林機械、間伐用小型フェラースキッダの開発を進めるとともに、新たに環境低負荷型育林機械の開発に取り組んだ。

ウ 林業災害防止・多用途機械

垂直登行式高機能枝打ちロボット、集材機の自動制御・運転装置、間伐作業適合小型多機能機械の開発・改良に取り組んだ。

(2) 木材新用途技術開発事業等

木材の新規用途開発及び熱帯林の再生を図るために、技術研究組合が行う①樹木に含まれる希少な有効成分を効率的に分出する技術及び副作用の少ない医薬品等として利用する技術、②組織培養により再生した植物体を山出し可能な苗木にする技術など熱帯林を育成する技術や熱帯林を保護・管理する技術、熱帯林の未利用林産物の加工利用にかかる技術の開発に助成し、ま

た、地域のニーズや特質に適合した木材加工・利用の技術情報の収集や異業種を含めた技術開発ポテンシャル等の調査を行った。

(3) その他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

更に、松くい虫対策として、天敵利用による防除システムの開発を進めた。

3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらのものが森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、11年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業後継者育成対策等事業

ア もりの学園整備事業

林業普及指導事業との連携のもとハード・ソフトの両面から総合的かつ計画的に一般市民に対する森林・林業の教育を推進するため、森林・林業の学習及び技術の習得ができる拠点施設として森林と展示施設等からなる滞在型の「もりの学園」を整備することにつき都道府県に助成した。

イ 林業後継者の育成確保

次代の林業を担う後継者の育成確保を図るために、国、都道府県、市町村の各段階で総合的な後継者育成対策を実施した。

ア 普及活動高度化特別対策事業

普及指導職員及び地域の指導的林業者の資質の向上を図るために、国内・外の企業や研究機関等を活用した長期・集中的な研修等の実施、高度先端的な技術の現地適応試験等の実施、専門知識・技術を有する人材を普及指導協力員として活用、林業経営の特別指導等の実施につき都道府県及び民間団体に助成した。

イ 森林林業普及啓発推進事業

21世紀の森林を担う人材を養成確保するため、小中高校の児童生徒が林業体験、自然観察等を実施するための学びの森の整備、林業学科の高校生等を対象とした林業機械等の実働展示を実施することにつき都道府

県に助成した。

(ウ) 林業後継者育成事業

後継者に対する教育指導体制を整備するため、後継者対策の基本方針を検討・立案する「対策会議」の開催、学卒予定者等の林業・木材業関係への就業促進、後継者等が森林・林業に関する総合的な技術・知識を習得するための「林業教室」の実施、後継者等が行う技術開発のための情報収集・施設・資機材の整備等につき都道府県及び市町村等に助成した。

(エ) はつらつ林業女性活動促進事業

林家の女性等の林業活動等への参画を促進し、山村・林業の活性化を図るため、林業女性活動の普及啓発や女性の視点を活かした複合経営の推進等の地域活動・生産活動を積極的に支援するため都道府県、市町村及び民間団体に助成した。

(オ) 林業技術教育促進事業

若者の林業への就業を促進するため、新たな林業技術等に関する教育の推進を図り、高性能林業機械等最新の林業技術について、林業試験研究機関等現地での指導及び研修を行うとともに必要な学習書の作成につき都道府県及び民間団体に助成した。

(カ) 森林整備促進普及指導強化事業

人工林の健全な育成を図るため、間伐を積極的に実施し、地域の実情に即した森林整備を推進するため、普及指導職員が市町村の林務担当者に対し、技術指導を行うことにつき都道府県に助成した。

(キ) 温暖化防止森林・緑・国民参加促進対策事業

温暖化対策の一環として森林づくりを国民参加で実施するため、森林ボランティアの知識、技術の向上、森林所有者とボランティアの連携を図り、森林の持つ公益的機能の高度発揮に資することにつき、都道府県に助成した。

(ク) 普及情報提供事業

適切かつ積極的な林業、特用林産の経営活動の展開に資するため、それらに関する経営・技術情報を収集し、全国の普及指導職員に対して迅速に提供するため民間団体に助成した。

(ケ) 後継者リーダー養成事業

地域林業を推進するため、中核的役割を果たす指導者を育成するとともに、技術的業務にかかる専門的資格者を養成することにつき民間団体に助成した。

(2) 林業普及指導事業交付金

普及指導職員の設置のほか、普及指導活動の効率的な推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及

指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

第9節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と経営改善

国有林野事業は、林野庁所管の国有林野を国民共通の財産として管理経営しており、戦後の荒廃森林の復旧整備、高度経済成長期における木材需要拡大への対応、また、近年では公益的機能の高度発揮への要請に対応して自然環境の保全に特に配慮した森林施業を実施するなど、それぞれの時代の要請に対応した事業運営を行ってきた。今後とも、多様化・高度化している国民の森林に対する要請に応えて、①国土の保全、その他公益的機能の維持増進②林産物の持続的かつ計画的供給③地域における産業の振興等への寄与など、我が国森林・林業の中核的存在として国民経済の発展及び国民生活の安定のため、重要な役割を果たしていくことが期待されている。

国有林野事業において管理経営する国有林野の面積は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる760万haに及び、学術研究や風致上重要な天然林等が多く存在している。また、その大部分が奥地脊梁山地に広く位置していることなどから、国土の保全、水源のかん養等公益的機能の発揮、生物多様性の確保等を特に重視すべき森林が多い。

これらの国有林野を管理経営する組織としては、中央機関として林野庁、地方機関として森林管理局、森林管理(支)署、さらに現場組織として森林事務所が設置されている。

国有林野事業は、このような経営基盤の下に特別会計制度によりその使命を果たしてきたところであるが、外材輸入の急増による材価の低迷、人件費の上昇等経営コストの大幅な増大等により昭和40年代後半から、財務状況が急速に悪化したことに鑑み、昭和51年より財政投融资資金の借入を開始し、昭和53年には国有林野事業改善特別措置法が制定され、収支の均衡等その経営の健全性を目標に、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し、林産物収入、林野・土地売払収入等による自己収入の確保、組織機構の簡素化、要員の縮減、造林・伐採等の民間実行の徹底等の自主的改善努力に加え、一般会計からの繰入等財政措置を講じることにより、収支の均衡等その経営の健全性を確立することを目標とした経営改善を実施

してきた。

しかしながら、更なる円高の進行等による材価の低迷、自然保護、環境保全等の要請による伐採制限、人工林の大半が資源的に成熟していないことから林産物収入が減少している一方で、支出については、要員がなお適正規模への調整過程にあることから恒常に多額の退職手当が必要となっているとともに、森林のもつ多様な機能発揮のための適切な森林整備を行うための経費が必要なこと等により、借入金が累増し、平成8年度末で累積債務が3兆5千億円余に達するなど、極めて厳しい財務状況となった。

その後、国全体として行政改革を推進する中にあって、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において、国有林野事業の抜本的改革の方向等について幅広く議論が行われ、平成9年12月の「行政改革会議最終報告」において、国有林野事業について、①公益的機能の発揮に重点を移行させた上で、②独立採算制の廃止、③国の業務を森林計画、治山、保全管理等に限定し、④現場業務の委託化、⑤組織・要員の合理化、⑥累積債務の処理等財務の健全化が明確化されたことなどを経て、平成10年10月に国有林野事業改革関連2法が成立し、これに基づき、

①国有林野の管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換

②組織・要員の徹底した合理化、縮減

③独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行

④累積債務の本格的処理

を柱とした抜本的改革を現在、着実に実施しているところである。

また、平成15年度までを集中改革期間とし、この間に集中的に改革努力を行うこととされた。

新体制下における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定める、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）については、国有林野の管理経営に関する法律により、あらかじめ国民の意見を広く聴いた上で、さらに林政審議会の意見を聞き策定することとされた。具体的には管理経営基本計画の案を平成10年11月18日の公告後、30日間にわたり縦覧に供した結果、44通、175項目（重複を排除すると83項目）に上る意見が提出され、これらの意見の要旨及び処理結果並びにこれらを踏まえ、修文された管理経営基本計画の案が同年12月24日に開催された林政審議会において審議に付され、了解されたことを受けて、同年12月25日付けをもって公表され、平成11年1月1日より管理経営基本計画が正式に発効し

ている。

この管理経営基本計画では、森林の機能類型を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林、（資源の循環利用林）を5割から2割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から8割に拡大するなどの公益的機能重視に関する取り組み等を明らかにしている。なお、この管理経営基本計画に関しては、毎年9月30日までに、前年度の実施状況を公表することとするなど、国民に開かれた管理経営を行うことを明確にしている。

この管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させて、管理経営的側面を付与した「地域管理経営計画」及び、地域管理経営計画と国有林の地域別の森林計画に即し具体的な事業の箇所分け等を含む属地的な計画となる「国有林野施業実施計画」を国有林野の所在する全国155の森林計画区について、平成11年3月に策定した。

また、組織機構については、国有林野の管理経営を森林管理等の行政的な業務を主体とするものへ移行すること及び実施体制の効率化を図ることを基本として、集中改革期間中に徹底した簡素・合理化を行うこととされ、平成11年3月1日には、14営林（支）局をブロック（北海道・東北・関東・中部・近畿中国・四国・九州）毎の7つの森林管理局に、また、流域を基本的な単位とし、国有林野の所在等を勘案して、229の営林署を98森林管理署等に再編整備したところである。

さらに、累積債務の本格的処理に関しては、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、約3.8兆円の累積債務のうち、約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受けつつ50年で返済することとし、残りの約2.8兆円を一般会計へ継承したところである。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 售 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

11年度に国有林野で伐採された立木は488万m³、その伐採量のうち立木販売等に係るもの403万m³、丸太生産の資材としたもの85万m³であった。

また、官行造林地からの官取分は16万m³であった。

(2) 製 品 生 产 事 業

製品生産事業は国有林野に生育する立木を資材とし

て、国自ら丸太等を生産する事業である。

この事業は、国民生活に欠かせない木材を用途別に仕訳する等ユーザーのニーズにそって安定的・持続的に供給すること、生産事業の実行を通じて山村での就労の場を提供すること等を目的として計画的、効果的な事業実行に努めている。

11年度は、69万m³の丸太の生産を行った。

(3) 林道事業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の多目的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常の生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点にたって計画的にこれを整備することとしている。

このため、11年度は林道事業に一般会計から108億5,600万円の繰入れを行い、103kmの林道新設等の事業を行った。

(4) 造林事業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実させるため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、11年度は一般会計より123億1,500万円の繰入れを行い、新植植付3千ha、育成天然林造成2千ha、保育6万8千ha等の事業を行った。

(5) 種苗事業

種苗事業は、国有林野事業の造林事業に必要な苗木を生産する事業である。

この事業では、種子穂の採取、まき付け、さし木及び床替等を行い健全な苗木を生産することを目的としており、選抜された精英樹のクローンにより造成された採種園、採穂園からの育種苗の生産に努めている。

なお、11年度は468万本の苗木払出しを行った。

(6) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るために、治山事業七箇年計画に基づきその計画的な実施に努めている。

11年度においては、第九次治山事業七箇年計画(平成9~15年度)の3年度として、全額一般会計により事業費415億円をもって実施した。

(7) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界(延長約10万5千km、境界点数約356万7千点)を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な図根測量、境界測量及び境界検測を最優先事業として実施した。なお、11年度の実績は表36のとおりである。

表36 11年度国有林野の測定事業実績

図 根 测 量	24点
境 界 测 量	186km
境 界 検 測	550km
境 界 検 測・改 設	908点
標 識 巡 檢	38,596km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法(昭和22年法律第38号、以下「法」という。)に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法(昭和35年法律第21号)の制定に伴い、民有林野等の治山事業に関する国の経理を明確にするためにこの会計に治山勘定が設けられ、国有林野事業についての経理は国有林野事業勘定において行われている。

国有林野事業勘定の11年度の決算額は歳入2,549億円、歳出2,506億円であり、43億円の歳入超過となった。

(1) 歳入歳出

11年度予算は歳入2,665億円で造林及び林道投資等のための借入金825億円及び一般会計より受入794億円を含み、また、歳出2,665億円であった。

(ア) 歳入の部

収納済歳入額は2,554億円であって、これを歳入予算額に比べると111億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入においては林産物の販売数量が予定を下回ったこと等のため39億円減少し、林野等売払代においては不要存置林野の売払面積が予定を下回ったこと等のため98億円減少したが、土地の売払面積が予定を上回ったこと等のため39億円の増加となり、計59億円減少し、雑収入においては森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため1億円減少し、一般会計より受入が、翌年度への繰越事業があつたこと等のため2億円減少した。

(1) 歳出の部

歳出予算現額は3,077億円であって、その内容は歳出予算額2,665億円、前年度繰越額413億円である。この予算現額に対して、支出済歳出額は2,512億円、翌年度繰越額413億円であって、不用額は152億円である。翌年度繰越額は法第16条の規定による支出未済繰越額335億円及び明許繰越額78億円である。不用額は林道新設事業が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損 益 計 算

総収益額1,385億円に対し、総費用額1,793億円となっており、差引き408億円の損失となった。この損失は法第12条第2項ただし書の規程により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。この損失を10年度の損益計算上の損失1,008億円に比べると601億円の減少となっている。その内容の主なものは、収益においては、その主体となる林産物等の売上高が、販売数量の減少等により84億円、雑収入が5億円減少し、林野等売払収入が土地売払面積が上回ったこと等により67億円増加した。費用においては、支払利子が債務の一般会計移管に伴い378億円、経営費で3億円減少したが、一般管理費及販売費で50億円、資産除却損で11億円などが増加した。(表37、38)

4 国有林野の活用等

国有林野事業は林業基本法(昭和39年法律第161号)第4条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を發揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第108号)第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は11年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積 5万6千ha

林業用活用実績面積 2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分取造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は11年度末現在で、貸付使用面積7万9千ha、分取造林契約面積13万3千ha、共用林野契約面積153万3千haとなっている。

(2) 国有林分取育林事業

表37 損 益 計 算 書

(11年4月1日から12年3月31日まで)			
費 用	科 目	収 益	科 目
科 目	金額 (億円)	科 目	金額 (億円)
経 営 費	633	売 上 高	362
治 山 事 業 費	140	林 野 等 売 払 入	341
一 般 管 理 費	390	雑 収 入	94
及 販 売 費			
減 價 償 却 費	393	一 般 会 計 よ り 受 入	447
資 産 除 却 損	47	森 林 保 全 経 費 等 財 源 受 入	258
支 払 利 子	187	利 子 財 源 受 入	189
雑 損	3	治 山 勘 定 よ り 受 入	140
		雑 益	1
計	1,793	本 年 度 損 失	408
		計	1,793

表38 貸 借 対 照 表

借 方		貸 方	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	182	借 入 資 本	11,827
固 定 資 産	69,903	自 己 資 本	58,665
本 年 度 損 失	408		
計	70,492	計	70,492

(注) 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

分取育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るために、積極的に実施してきたところである。

分取育林契約では国と国以外の者(契約者)との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分取するものとしている。

分取育林により整備された森林は、国土の保全などの公益的機能の発揮の面で重要な役割を果たしているが、国有林野の管理経営方針の転換に伴い、分取育林の対象となる森林が「木材生産林」(国有林野面積の5割)から「資源の循環利用林」(同2割)に減少したことなどから、平成11年度に一般公募を休止した。

なお、平成11年度には制度発足以来初めて全国で3箇所において分取期を迎えた。

11年度末現在における契約実績は、次のとおりである。

契約面積	2万6千 (ha)
契約口数	10万4千 (口)
契約者数	8万6千 (人)

(3) 森林空間総合利用事業

国有林野事業においては、近年の森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開しつつ、併せて地域振興に寄与することとしている。また、特に国有林野の中の自然景観が優れた地域や野外スポーツに適した森林空間、温泉資源等を国民の利用に供するため、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場等を総合的に整備するとともに、都市と農山村との交流を促進し、もって国民の福祉の増進、森林・林業の活性化、地域の振興等に寄与するものとして、「ヒューマン・グリーン・プラン」を推進している。

11年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,267箇所
・自然休養林	91箇所
・自然観察教育林	171箇所
・森林スポーツ林	74箇所
・野外スポーツ地域	241箇所
・風景林	571箇所
・風致探勝林	119箇所
○ヒューマン・グリーン・プラン指定箇所	29箇所

(4) その他の

保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）等に基づく保安林等の買入面積及び林野整備による買入面積は11年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26万ha
林野整備による買入面積	5万ha

5 国有林野事業の労働情勢（11年度）

平成10年10月に成立した「国有林野事業の改革のための特別措置法」及び「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」に基づき、

- (1) 国有林野の管理経営を公益的機能の維持増進を旨とするものに転換
- (2) 組織・要員の徹底した合理化、縮減
- (3) 新たな会計制度
- (4) 累積債務の本格的処理

等を柱とする「国有林野事業の抜本的改革」を着実に推進した。

このような林野庁を取り巻く情勢の中で、労使間において抜本的改革に対する論議がなされた。また、全林野及び日本林業の両労働組合は、林政審議会等に労働組合として国有林の経営改善に関する考え方等が反映されるよう取り組んだ。

特に、全林野労働組合は、9月2日から4日にかけて長野県で開催した「第52回定期全国大会」において、日本の森林・林業・木材産業及び山村の活性化、構造的木材産業の不況打開をはじめ、「国民に信頼される国有林」をめざし、国有林再建闘争など職場・地域で全力をあげて取り組んでいくことを決定するとともに、

- 地域へのサービス向上、円滑な業務運営や待遇改善の具体化等を求めるここと
 - 護憲・反戦平和をかけ、全力をあげて取り組むこと
 - 林政全域の構造問題の抜本見直しと一体のものとして幅広く国民世論に訴え、「中間年検証見直し」の有利解決に向け取り組みを一層強化すること
 - 林業・木材産業の長期不況打開と21世紀へつなぐ林政確立と環境を守り「循環型社会」形成と国有林改革の諸課題の有利解決をめざすこと
 - 仲裁裁定を早期に完全実施すること
 - 賃金をはじめ、生活向上・労働災害絶滅と平和民主主義を守ること
- 等を決議し取り組んだ。

一方、日本林業労働組合は、10月22日から23日にかけて東京都で開催した「第41回定期全国大会」において、林業労働者の社会的・経済的地位の向上を目指し、労働組合の社会的責任のもとに森林・林業・林産業の活性化と林野行政・国有林野事業の健全な再構築を図るため、

- 森林を「社会资本」として位置づけ、民・国一体とした広範な政策を推進すること
 - 業務・組織機構・要員の三位一体となった将来展望を明確にさせ、一般会計の拡大による財政基盤を確立すること
 - ゆとり・豊かさ・社会的公正が実感できる職場・地域環境を実現すること
 - 全組合員の参加による組織の強化拡大を図ること
- 等を決議し取り組んだ。

こうした情勢の中、組織については徹底した簡素・合理化を平成15年度までに集中的に行い、簡素かつ効率的な組織の下で適切な管理経営を行うとの方針の下、森林管理局及び森林管理署等の係の統合等を行った。職員数の適正化については、「国有林野事業に係る職員数の適正化について（平成10年11月13日閣議決

定)」に基づき、省庁間配置転換等に加え、特別給付金の支給等定年前退職を促進することによりその円滑な推進を図った。

第10節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。

平成11年度末の森林国営保険の加入状況は表39のとおり、121万2千haで、民有人工林の15.3%に当たっているが、齢級別にみると、I、II齢級（林齢1年生～10年生）の幼齢林が34万8千haで、加入面積の29%を占めている。また、森林国営保険と全森連共済を合わせた総加入面積でみても21%と低水準である。こうした中で、今後、新規契約及び継続契約の一層の拡大に努めるとともに、中高齢林の加入率を高めることが重要な課題となっている。このような状況に対処し、11年度予算においては、森林資源の成熟化、災害発生態様の変化に対応した効率的かつ安定的な事業運営体制を確立するため、森林国営保険と全森連共済を一体的に運営する「森林共済セット保険」を引き続き行うこととし、歳入については、最近の森林国営保険及び全森連共済の契約保有状況を基礎とし、保険契約面積50万5,700ha（前年度556,800ha）により予定した。

なお、森林国営保険及び全森連共済の責任歩合については、最近の両事業の新規契約の加入状況、全森連共済の経営状況を勘案の上、森林国営保険は、50%（全森連共済50%）を予定した。

この計画に伴う歳入は表40のとおり保険料収入29億876万9千円、前年度繰越資金受入91億1,888万2千円、預託金利子収入を主体とする雑収入2億5,763万1千円で、合計122億8,528万2千円を予定した。これは前年度歳入予算額131億1,529万5千円に比べ8億3,001万3千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が20億4,895万2千円、保険業務を運営するために必要な業務費12億8,576万4千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費14億円で、合計47億3,471万6千円を予定した。

表39 森林国営保険の齢級別加入状況（11年度末現在）

齢 級	I	II	III	IV	V以上	合計
民有人工林面積(千ha)	239	321	498	694	6,186	7,938
加入面積(千ha)	135	212	101	124	638	1,212
加入率(%)	56.5	66.0	20.3	17.9	10.3	15.3

注：合計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

表40 歳入歳出予算額

(単位：千円)

項 目	10年度	11年度
森林保険収入	12,662,873	12,027,651
保険料	3,401,797	2,908,769
前年度繰越資金受入	9,261,076	9,118,882
雑 収 入	452,422	257,631
歳 入 合 計	13,115,295	12,285,282
森林保険費	2,195,178	2,048,952
賠償償還及払戻金	31,519	26,571
保険金	2,163,659	2,022,381
森林保険業務費	1,374,998	1,285,764
予 備 費	1,400,000	1,400,000
歳 出 合 計	4,970,176	4,734,716

2 事業の実施計画

(1) 保険契約

11年度の保険契約の実績は表41のとおり、保険金額では3,465億2千万円となっており、対前年比で1%の増となっている。

表41 11年度保険契約実績

齢 級	保険金額（百万円）		
	10年度	11年度	対前年
I	24,275	20,144	83.0%
II	9,186	8,011	87.2%
III	16,948	15,814	93.3%
IV	24,331	23,737	97.6%
V 以 上	267,657	278,812	104.2%
計	342,397	346,518	101.2%

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから11年度中に期間満了となるものを差し引いた11年度末の契約保有高は、面積121万ha、保険金額1兆784億8353万円となったが、これは前年に比べ、面積2万haの増、保険金額で312億8,844万円の減となっている。

(2) 損害てん補

11年度の災害別の保険金支払実績は、表42のとおりで6億5,607万円（面積1,331ha）である。

表42 11年度災害別損害てん補実績

災 害	別	面積 (ha)	てん補金額 (千円)
火	災	37	21,124
風	害	350	244,784
水	害	140	102,875
雪	害	339	157,466
干	害	88	17,863
凍	害	377	111,960
潮	害	—	—
噴	火 災	—	—
	計	1,331	656,072

3 森林保険特別会計

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

11年度の収納済歳入額は107億6,715万円、当初予算に比べ15億1,813万円の減となった。一方、支出済歳出額は17億7,363万円で、歳入歳出の差し引きは89億9,351万円の剩余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額79億5,221万円を控除するので、決算上は10億4,130万円の剩余金を生ずることになる。この剩余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てるとして、決算を結了した。

